電気通信大学大学院情報理工学研究科代議員会規程

制定 平成22年2月17日規程第43号 最終改正 令和4年3月31日規程第82号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学大学院情報理工学研究科教授会規程(以下「教授会規程」という。)第8条第4項の規定に基づき、大学院情報理工学研究科代議員会(以下「代議員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 代議員会は、研究科教授会から付託された、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 教授会規程第3条第1項及び第2項に規定する事項
 - (2) その他教育又は研究に関すること。
 - (3) 研究科内の予算配分に関すること。
 - (4) その他研究科の運営に関すること。

(構成員)

- 第3条 代議員会は、次の各号に掲げる研究科の研究指導担当教員から成る代議員をもって組織する。
 - (1) 研究科長
 - (2) 国立大学法人電気通信大学教育研究評議会規程第2条第1項第6号に規定する評議 員
 - (3) 各専攻長
 - (4) 各副専攻長(共同サステイナビリティ研究専攻を除く。)
 - (5) 各専攻(共同サステイナビリティ研究専攻を除く。) から選出された者 各1人
 - (6) 共通教育部長及び副部長
 - (7) 共通教育部から選出された者 1人
 - (8) 連携教育部長
 - (9) 研究科予算委員会委員長
 - (10) 研究科教育委員会委員長
 - (11) 研究科入学試験委員会委員長
 - (12) その他研究科長が必要と認めた者
- 2 副研究科長及び連携教育部副部長が置かれる場合は、前項の代議員に加えるものとする。
- 3 次の各号に掲げる者は、オブザーバーとして代議員会に出席できるものとする。
 - (1) 大学教育センター長及び副センター長
 - (2) 学生支援センター長
 - (3) アドミッションセンター長
 - (4) 国際教育センター長

(任期)

第4条 前条第1項第5号及び第7号に掲げる代議員の任期は、1年とし、再任を妨げな

い。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議の運営)

- 第5条 研究科長は、代議員会の議長となる。
- 2 研究科長は、代議員会を主宰する。研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長 が指名する者がその職務を代行する。
- 3 研究科長は、代議員会の構成員の3分の1以上が審議事項を定めて会議の開催を要求 した場合、代議員会を招集しなければならない。

(会議の開催)

第6条 代議員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。 ただし、出張又は研修により不在の者は、構成員の数に算入しないものとする。 (議事)

第7条 代議員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、学術院に提案する教員の人事に関する事項、研究科担当教員の資格審査に関する事項及び学位の授与に関する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

(構成員以外の者の出席)

- 第8条 研究科教授会の構成員は、代議員会にオブザーバーとして出席することができる。 ただし、その評決には加わらないものとする。
- 2 代議員会は、必要と認めた場合は、前項以外の者を代議員会に出席させて、意見を聴くことができる。
- 第9条 削除

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、代議員会の運営に関し必要な事項は、代議員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日規程第55号)

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第57号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第38号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月27日規程第46号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第110号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月18日規程第46号) この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第100号) この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月24日規程第4号) この規程は、令和2年6月24日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規程第82号) この規程は、令和4年4月1日から施行する。